

## 「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づく施策のフォローアップについて

基本計画中の該当項目・本文	平成 30 年度における 取組状況	今後の取組方針	
Ⅲ. 重点プロジェクト（施策群）について			
1. 開発途上国感染症対策強化プロジェクト			
<p>(1) グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への主導的貢献</p>	<p>○ 先般の西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の際の国際機関等の対応を踏まえ、本年 G7 議長国として、国連ハイレベルパネルの報告書も踏まえ、感染症対策のためのグローバル・ヘルス・ガバナンスの在り方、特に、今後の感染症危機対応に係る国際機関の役割分担や対処の仕組みに関する基本的な考え方について、一定の結論が得られるよう、国際的な議論を主導するとともに、また、公衆衛生危機への対応と準備に関するWHO内の指揮系統能力の強化等を行うWHO改革を支援する。</p> <p>○ その際には、感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じた国際機関の役割分担、人材・物資・資金を迅速・効果的に支援が必要な現場に届けるための国際機関、ドナー・開発途上国、NGO等のコーディネートの仕組み、説明責任の確保方策、研究開発（R&amp;D）の促進体制、保健システムの強化に向けた開発途上国の支援方策等について方針を取りまとめるべく検討・調整を進める。</p> <p>○ また、こうした基本的な考え方に基づき、国際的な対応が十全に機能する具体的な体制が整備されるよう、G7後も引き続き、積極的な貢献を果たしていく。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 平成30年のアルゼンチンでのG20において、保健システム強化を含む感染症危機対応に関する議論に積極的に参加した。【外務省】【順調】</p> <p>○ UHCフォーラム2017の際に、UHCのための健全で持続可能な保健財政システム構築の重要性が議論されたことを受け、平成30年4月に世界銀行、WHOとともにIMF・世銀春季会合に合わせ、UHC財務大臣会合をワシントンにおいて開催し、UHC達成に向けた財務大臣と保健大臣の連携の重要性を確認し、成果として発信した。【財務省】【順調】</p> <p>○ また、「東京UHC共同イニシアティブ」に基づき、世界銀行の日本信託基金を活用して、途上国に対するUHCの推進及び危機への備えのための計画整備にかかる政策提言等の支援を実施した。【財務省】【順調】</p> <p>○ WHO改革の議論を主導し、WHOの公衆衛生危機への対応強化の支援として、令和元年度当初予算に必要経費（約14億円（約0.1億ドル）の内数）を計上した【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 令和元年の日本でのG20やTICAD7において、保健システム強化を含む感染症危機対応に関する議論に積極的に参加する。【外務省】</p> <p>○ 途上国における持続可能なUHCファイナンス構築推進のため、G20財務大臣会合において各国財務大臣とUHCの重要性及び財務・保健大臣の連携の重要性について共通認識を醸成する予定。そのうえで、財務大臣と保健大臣の連携を促進するため、G20大阪サミットに合わせ財務大臣・保健大臣合同セッションを開催する予定。【財務省】</p> <p>○ UHCフォーラム2017に引き続き、2020年1月にバンコクにおいてPMAC2020/UHCフォーラム2020を開催予定。</p> <p>○ 引き続き、世界銀行の日本信託基金を活用し途上国に対するUHC推進等に関する政策提言等の支援を実施予定。【財務省】</p> <p>○ 令和元年5月のWHO総会や同年10月に岡山で開催されるG20保健大臣会合等を通じて、国際社会における公衆衛生危機対応の議論を主導していく。【厚生労働省】</p>
<p>(2) WHOの緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築への貢献</p>	<p>○ 感染症危機時のファイナンスメカニズムとして機能するWHOの「緊急対応基金」（CFE）と世界銀行の「パンデミック緊急ファシリティア」（PEF）については、CFEに対する支援を通じ、WHOの緊急対応強化の取組に積極的に貢献するとともに、PEFの立ち上げに際しても、我が国としてふさわしい貢献を行う。また、その際に、それぞれが重複なく相互補完的に機能することが重要であることから、WHOと世界銀行間の調整が円滑に進むよう、関係省庁が連携し様々な機会を捉えて、我が国の考え方を示し、これらの実現に向けて両機関における検討に日本として寄与する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>○ コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行が平成30年8月から現在に至るまで続いていることから、WHOの公衆衛生危機への対応強化の支援として、平成30年度補正予算において、約22百万ドルを拠出した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ PEFはコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱対策資金として、2018年5月に12百万ドル、2019年2月に10百万ドルを拠出。エボラ出血熱の感染拡大防止に寄与した。また、拠出に際しては、主要ドナーとして迅速な資金拠出決定に貢献した。【財務省】【順調】</p>	<p>○ 令和元年5月のWHO総会や同年10月に岡山で開催されるG20保健大臣会合等を通じて、国際社会における公衆衛生危機対応の議論を主導していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、PEFの主要ドナーとして積極的に基金運営に参画し、公衆衛生危機対応の強化・迅速化に貢献する。【財務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(3) 開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム（仮称）の設置</p>	<p>○ 平成28年4月21日に、関係省庁、JICA、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、国内医薬品・医療機器関連団体等から構成される「開発途上国の感染症対策に関する官民連携会議」（以下「官民連携会議」という。）を設置し、平成30年度までに計5回開催した。（第1回：平成28年4月21日、第2回：平成28年8月10日、第3回：平成29年2月22日、第4回：平成29年5月11日、第5回：平成30年4月9日）【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進した。研究会で提示された開発途上国への展開の一手段である国際機関による調達については、「ヘルスケア領域における国際調達活用セミナー」を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 今後も「官民連携会議」を開催し、感染症対策による途上国への国際貢献のみならず、我が国の医療業界等の新たな市場展開に資する観点から、官民一体となって議論を進めていく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等</p>	<p>○ 我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、国際薬事規制調和戦略に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議（ICH）で医薬品の規制調和のためのガイドラインを共同で策定し、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 感染症に係る革新的医薬品の開発・承認において、先駆け審査指定制度の活用や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の優先対面助言の対象とすること等により迅速な開発を図るとともに、供給に際しては、供給先国との協定の締結等により、緊急時を含め、当該医薬品の円滑な供給体制を整備する。【厚生労働省】</p> <p>○ 感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民連携プラットフォームの下に設置する「開発促進チーム」（関係省庁、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、当該医薬品メーカー等）において、臨床研究の支援策・供給体制等について、迅速に検討の上、その実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、ICHでガイドラインの策定を進めるとともに、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、革新的な感染症治療薬の申請があった場合には優先的な取扱いを行うなど、先駆け審査指定制度の適切な運用を行う。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、薬剤耐性感染症未承認薬迅速実用化スキームの実施に向け要件等の検討を進める。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、開発途上国における感染症の流行状況をフォローアップし、医薬品の緊急な開発が必要となった場合には、開発促進チームを活用し、適宜対応を行う。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 各種感染症対策に係る我が国が有する診断から治療・予防までの一連の製品・技術等について、官民連携プラットフォームでの検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ マラリア排除を目指したパッケージ化による日本製品の国際展開促進に向け、平成30年7月24日、平成31年2月18日に開催された「日経アジア感染症会議 マラリア部会」に出席等し、マラリア排除を目指したパッケージ展開戦略に向けた議論に参加した。また、適宜進捗状況のフォローアップを行った。</p> <p>平成30年4月9日の第5回官民連携会議において、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」において平成29年度に実施した研究結果を報告し、各関係機関に報告書を提供した。また、対応策の一つとして、外交官の赴任前研修において業界団体のセミナーを実施し、国のヘルスケア展開に関する状況説明等を実施した。研究会で提示された開発途上国への展開の一手段である国際機関による調達については、「ヘルスケア領域における国際調達活用セミナー」を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】&lt;一部再掲&gt;</p>	<p>○ 引き続き、日経アジア感染症会議等の、民間におけるマラリア排除を目指したパッケージ化の具体的な検討、結核の国際展開に関する支援策の検討、及び海外拠点にて臨床試験を実施するためのプラットフォームの構築に向けた検討に参加するとともに、その検討結果を踏まえ、必要に応じ対応策を検討していく。また、引き続き、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>○ 本年4月に設置されるPMDAの「アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター」において、アジア規制当局のニーズ等に応じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>○ PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、感染症治療薬を含む医薬品の承認審査・安全対策等のトレーニングを提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用推進を支援した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 我が国で開発された感染症治療薬に関する副作用情報が、アジア各国の規制当局により着実に把握・処理できるよう、我が国での安全対策で蓄積された知見（安全対策措置の内容、その根拠となった情報等）に関して、PMDAのホームページにおいて英語での情報提供を実施するとともに、直接の情報提供ができるようタイ、インドネシア、ミャンマー、インド、フィリピンに安全性情報提供コンタクトポイントを設定した。また、アジア以外の規制当局として、アゼルバイジャン、パプアニューギニアに安全性情報提供コンタクトポイントを設定した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、感染症治療薬を含む医薬品の承認審査・安全対策等のトレーニングを提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用推進を支援する。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、PMDAホームページにおける感染症治療薬の副作用情報の提供の実施、並びに、アジア各国の安全性情報提供コンタクトポイントの開拓を進める。【厚生労働省】</p>
<p>(5) -1 グローバルファンドによる三大感染症対策への支援</p> <p>○ 2000年の九州・沖縄サミットで日本が提唱し、2002年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」について、2012年から2016年までの5か年計画で開発途上国における三大感染症から1,000万人を救うことが目標とされている中で、我が国として、第4次増資期間（2014年～2016年）も引き続き支援を推進し、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省】</p>	<p>○ 対応済</p>	<p>○ 対応済</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針	
	<p>○ また、次期増資期間（2017年～2019年）については本年第5次増資会合が開催される予定であるところ、昨年12月の第5次増資準備会合における議論等を踏まえ、我が国として適切な支援を行う。【外務省】</p>	<p>○ 政府は、グローバルファンド第5次増資会合で発表した当面8億ドルの資金コミットメントを達成すべく、平成30年度には、当初及び補正により3.48億ドル（約390億円）を拠出。三大感染症対策、途上国における強靱かつ持続可能な保健システムの構築に貢献した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 政府は、グローバルファンド第5次増資会合で発表した当面8億ドルの資金コミットメントを達成し、三大感染症対策、途上国における強靱かつ持続可能な保健システムの構築に貢献していく。【外務省】</p>
<p>(5) - 2 Gavi ワクチン アライア ンスによる 予防接種 活動等 への支援</p>	<p>○ 開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである「Gaviワクチンアライアンス」について、その活動により平成32年までに1,200万人以上が救われることを目指すとの目標（平成26年実績710万人）に向け、5価ワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型(Hib)）、黄熱病、麻しん等のワクチン及び新型ワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス）の普及支援や予防接種の普及を効果的に行うための保健システムの強化等を行うため、我が国として支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。【外務省】</p>	<p>○ 平成30年度は、当初及び補正によりGaviワクチンアライアンスへ21.3億円（約19.0百万ドル）を拠出した。（2016年5月のプレッジ表明以降の合計は57.2百万ドル。Gaviは、2016年から2017年までの間で1億2700万人に予防接種を実施し、250万人の命を救った。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 政府は、2016年から2020年のGaviワクチンアライアンス増資期間の間に9,500万ドルの資金協力を行う。費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組を実施しているGaviワクチンアライアンスへの拠出を通じて（1）乳幼児死亡率の削減、（2）2016年から2020年の間で3億人の子どもに予防接種を行い、500-600万人の命を救うことに貢献する。【外務省】</p>
<p>(5) - 3 グロー バルヘル ス技術振 興基金（G HIT Fund）等 を通じた 新薬開発 等の促進</p>	<p>○ 平成24年11月に外務省、厚生労働省、内資系製薬企業及びゲイツ財団の官民パートナーシップにより設立されたグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、喫緊の課題となっている開発途上国向けの顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進するため、我が国として支援を推進し、開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援を行う。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等をさらに促進するため、平成30年度補正予算において、外務省・厚生労働省合わせて約30.15億円をGHIT Fundに拠出するとともに、令和元年度当初予算においても、厚生労働省が4億円（約364万ドル）を計上した。また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画（UNDP）と協議を進めた。これらの官民連携による継続的な支援を通じて、GHIT Fundにより、NTDs、マラリア、結核に対する治療薬、ワクチン、診断薬の研究開発に、14件、総額約34億円の投資が決定された。なお、平成29年度から平成30年度末までにGHIT Fund等に対し、79.3億円（約7,138万ドル）を拠出している。【外務省、厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 「感染症流行対策イノベーション連合」（CEPI）に対する支援として、平成30年度に28億円（25百万ドル）を拠出した（平成30年度当初予算）。また、令和元年度当初予算に27.5億円（25百万ドル）を計上した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 政府は、GHIT Fund等に対し1億3,000万ドル（143億円）の資金貢献を行う方針であり、同拠出表明の着実な履行等を通じて、今後も、開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等を促進することにより、開発途上国における保健衛生の向上を目的とした国際貢献を行う。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、平時において需要が少ない感染症ワクチンの国際的な研究開発を推進する。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）・アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム）において、現地ニーズに基づいた治療薬・診断薬・ワクチンの開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ SATREPSにおいては、令和元年度新規課題を採択し、継続課題9件とともに着実に推進する（令和元年度予算300百万円）。【文部科学省】</p> <p>○ アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラムにおいては、継続課題4件を着実に推進した。また、アフリカにおける感染症関連事業に参画する研究者が一堂に会するシンポジウムを開催し、関係者のネットワーク構築に貢献した【文部科学省】【順調】</p>
<p>(5) - 4 クラウドファンディングの活用等による国民的支援の推進</p>	<p>○ 感染症に係る国際機関の取組に対して国内のNGO等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債 等による支援について、官民連携プラットフォームの場も活用し、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 現在NGO等による共同検討が進められている「クラウドファンディングを用いた感染症対策にかかわる新たな資金調達スキーム案」については、フォローアップを行える体制を整えている。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>
<p>(5) - 5 薬剤耐性（AMR）グローバル・アクション・プラン達成に向けたAMR対策支援の推進</p>	<p>○ 昨年5月にWHO総会で採択された「薬剤耐性（AMR）グローバル・アクション・プラン」では、その加盟国が2年以内に国家行動計画を策定し、その履行状況を報告するよう求めている。本年3月に策定する「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、WHO及びOIE がAMRに対する国際的な取組を促進するためのコミットメントの強化を支援するとともに、特にアジアに関して、薬剤耐性に係るサーベイランス、感染予防・管理等に関する国際協力を積極的に推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進し、AMR対策の強化を図った。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】【順調】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針	
2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト			
<p>(1) 「国際感染症等対応人材登録システム」の創設等</p>	<p>○ 国際的に脅威となる感染症に対する我が国の人的支援を強化するため、感染症が発生・拡大している国へ派遣される国際緊急援助隊・感染症対策チーム(JDR: Japan Disaster Relief Team・Infectious Diseases Response Team)の隊員候補となる人材の登録を推進するとともに、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策人材・技術人材)を育成・確保するため、内閣官房・外務省・文部科学省等の関係省庁の協力も得つつ、厚生労働省等においてその育成強化・情報集約の方策を早急に検討し、早期に取組を開始する。その上で、それぞれの仕組み等について、「国際感染症等対応人材登録システム」として、関係者に登録を勧奨するとともに、情報共有を図りつつ、平成32年度には、500名の登録者数を旨す。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材登録に係る取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの隊員候補となる人材の登録について、関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勧奨を実施した。特に、実地疫学専門家養成コース(FETP-J)及び感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラムにおいて応募勧奨した。また、関連学会では日本感染管理ネットワーク学会において応募勧奨した。(登録人数217名:平成31年3月末現在)【外務省】【順調】</li> <li>・ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、国際保健政策人材の育成強化、情報集約の方策等について、有識者を交えて検討を行うなどの活動を行った。また、令和元年度当初予算に7千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</li> <li>・ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の情報集約を行った。(国際機関職員等:261名(平成29年12月末現在)、感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)の海外研究拠点人材:36名(平成31年3月現在))【文部科学省、厚生労働省】【順調】</li> </ul>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材登録に係る取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勧奨を引き続き実施していく。【外務省】</li> <li>・ 目標登録数に向けて、引き続き、グローバルヘルス人材戦略センターの活動を支援していく。【厚生労働省】</li> <li>・ 引き続き、J-GRIDの関係者に登録を勧奨する。【文部科学省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2) 国際感染症等対応人材の育成</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において育成強化・情報集約される人材の育成のため、臨床、疫学、検査・診断、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の分野ごとに求められる適性を明確にしつつ、横断的な視点も含め、関係機関（国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）、国立感染症研究所、JICA等）が連携した効果的な人材育成プログラムを整備し、研修を計画的に実施するとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材育成に係る取組を実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者（平成29年度末の185人から平成30年度末の217人と30年度中に32人増加）に対し、平成30年度は導入研修（1回）を実施した。これまでに7割強の登録者が導入研修を受講した（217名中157名が受講）。【外務省】【順調】</li> <li>グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、WHO等国際機関に興味のある人材を対象としたワークショップを平成30年7月と12月に、セミナーを平成30年9月に開催した。また、令和元年度当初予算に7千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</li> <li>J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を着実に実施した。平成30年度に10名が研修を受講した。【文部科学省】【順調】</li> <li>平成29年度に各省庁に共通で必要となる事項等を整理し、作成したカリキュラム（「共通カリキュラム」）について、関係省庁／機関に周知し、随時参照しつつ各種研修・プログラムを実施するよう依頼を行った。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】【順調】</li> </ul>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材育成に係る取組を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度も引き続き研修を実施しつつ、より良い研修内容の検討を進めていく。【外務省】</li> <li>グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続きワークショップやセミナーを積極的に開催していく。【厚生労働省】</li> <li>引き続き、J-GRIDにおけるアジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】</li> <li>平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、引き続き関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】</li> </ul>
<p>○ その研修の一環として、厚生労働省の「感染症危機管理専門家養成プログラム」及び国立感染症研究所の「実地疫学専門家養成コース（FETP-J）」による海外派遣機関や国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」のアジア・アフリカ諸国の研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修を行う。【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、第2期生5名の内、3名をIDESとして登録し、2名は国際機関での知見をもとに国内施策を実行しつつ、4期生の指導を行うため、厚生労働省（結核感染症課）で医療専門職として活動。第3期生の4名はWHOやCDC等の海外機関での実務研修を行った（平成31年4月まで）。第4期生2名が国内で研修を開始した。なお第2期生1名を平成30年7月から3ヶ月間バングラデシュにWHOのGlobal Outbreak Alert &amp; Response Network（GOARN）チームの一員として派遣し、国際協力を行った。さらに、米国CDCとWPROからの依頼を受け、STOP VPDs Program：STOP Vaccine Preventable Diseases Programへの参加者の推薦を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和元年度は、第2期生2名と第3期生4名をIDESとして登録する。第4期生2名がWHOとPublic Health of Englandでの実務研修を開始する。第5期生3名が国内で研修を開始する。さらにSTOP VPDs Program被推薦者はWHO職員として、アフリカとWHO西太平洋地域加盟国内で感染症危機管理の訓練を受ける。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、平成30年度に第20期生として5名を採用し、第19期生3名が研修を修了した。また、平成30年度は国際緊急援助隊・感染症対策チームに第20期FETP-J研修生3名を登録した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を着実に実施した。平成30年度に10名が研修を受講した。【文部科学省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>・ 平成29年度に各省庁に共通で必要となる事項等を整理し、作成したカリキュラム（「共通カリキュラム」）について、関係省庁／機関に周知し、随時参照しつつ各種研修・プログラムを実施するよう依頼を行った。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p>	<p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和岩塩度は第21期生として6名を採用する予定である。また、引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、J-GRIDにおけるアジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】&lt;再掲&gt;</p> <p>・ 平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、引き続き関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】&lt;再掲&gt;</p>
<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会において課題検討を行うとともに、派遣要員登録者に対し、国際緊急援助一般に関する導入研修及び専門分野に応じた機能別研修を順次実施する。【外務省】</p>	<p>○ 感染症対策チーム支援委員会、作業部会、班別会合等における課題検討を継続して実施した（平成30年度は、支援委員会1回、作業部会1回、班長・副班長会議1回を実施）。また、外務省主催で作業部会長・班長・副班長を中心とした専門家とJICAを招集し、今後の派遣を見据えた関係者間の情報共有と相互理解の促進を目的とする「課題検討会」を新たに設置し、第1回会合を開催した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、平成30年度は導入研修（1回）を実施した。導入研修実施時の参加者による感想に基づき、次回以降の研修内容を専門家の意見や知見を取り入れながら改善していく予定。なお、これまでに7割強の登録者（217名中157名）が導入研修を受講した。</p> <p>○ 機能別研修は令和元年度に実施予定（疫学・公衆衛生対応班の研修を予定）【外務省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き感染症対策チーム課題検討会、支援委員会、作業部会、班別会合等を通じ、課題検討を継続して実施する。【外務省】</p> <p>○ 令和元年度も引き続き研修を実施しつつ、より良い研修内容の検討を進めていく。【外務省】&lt;再掲&gt;</p>



基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対応の専門的知見を有する自衛隊の医官等の増員及び能力の向上を図るため、研修の拡充や研修修了後の継続的な技能維持方策を検討する。【防衛省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成策を継続した。(平成30年度は新規受講者2名)【防衛省】【順調】</li> <li>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを継続した。【防衛省】【順調】</li> <li>○ 感染症に係る海外研修先の確保のための現地調査(南アフリカ)を実施した。【防衛省】【順調】</li> <li>○ 防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業(個人防護具(PPE)着脱の実習等を含む)や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施した。【防衛省】【順調】</li> <li>○ 防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対処訓練において、専門研修2年目の専門研修医官に対し感染症の教育及び対処要領等に関する訓練を実施した。【防衛省】【順調】</li> <li>○ 各種認定看護師養成の枠組み中で感染症を重視した。【防衛省】【順調】</li> <li>○ 各省庁や関係機関等が実施している国際感染症等対応人材育成に係る各種研修・プログラム内容等について詳細な調査・分類・分析を実施し、共通に必要な事項等を整理し開発したカリキュラム(各種認定看護師養成の枠組み)中で感染症を重視した。【防衛省】【順調】</li> </ul>
(3) 国際感染症等対応人材の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」派遣要員については、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」の派遣の枠組みにより、感染症の発生・拡大時には速やかに派遣できるよう準備を進める。また、厚生労働省等において育成強化・情報集約の仕組みを早急に検討の上、その実施を図り、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策・技術人材)の派遣を促進する。【外務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外における大規模な感染症の流行・拡大時には速やかに国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣できるよう、平時からの外務省、JICA、専門家との意見交換、課題検討の機会として2019年1月に第一回「課題検討会」を開催した。今後も第二回「課題検討会」を令和元年度前半で開催予定。【外務省】【順調】</li> <li>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、人材の派遣に向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、セミナーの場等を通じて発信した。また、令和元年度当初予算に7千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修及び機能別研修のほか、感染症の流行を想定したシミュレーション訓練等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材を導入し、その保管、維持・管理、見直しを継続的に行うほか、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用することにより感染症に関する情報共有・意見交換を行いつつ、同チームの活動の安全、適切な活動内容の確保を図る。【外務省】</p>	<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、平成30年度は導入研修（1回）を実施した。これまでに7割強217名中157名）の登録者が導入研修を受講した。また、機能別研修は令和元年度に実施予定（疫学・公衆衛生対応班の研修を予定）【外務省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ タイ以外の共催国の検討も含め、実施に向けた調整を進めているものの、実現の具体的スケジュールは今後調整が必要。【外務省】【やや遅れている】</p> <p>○ 感染症対策チームの専門家の助言も踏まえ、適切な個人防護具（PPE）を購入し、一定数を緊急時の対応に備えて成田倉庫に常時保管している。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO傘下のGOARNネットワークにJDR事務局がパートナー団体として登録されており、GOARN事務局の依頼に応じ、登録情報（専門分野や人数等）を更新している。また、感染症危機に対する国際支援が求められる際にはGOARNからの情報を参考にしつつ対応を検討している。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き研修を実施しつつ、よりよい研修内容の検討を進めていく。【外務省】</p> <p>○ 共催国の検討も含め、実施に向けた調整を継続していく。【外務省】</p> <p>○ 引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動に資する平素の準備の一環として必要資機材の検討を進めていくとともに、国際緊急援助隊・感染症対策チームの参考とすべく、引き続きGOARN等の国際的な枠組みにおける議論に積極的に参加していく。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの参考とすべく、引き続きWHOやGOARNと連携しながら感染症危機への対応を検討していく。【外務省】</p>
<p>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、本格的なチーム派遣の体制整備の完了の目標時期としている平成28年度第2四半期までに、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間の契約の締結を目指す。【外務省】</p>	<p>○ 平成28年9月に締結した緊急移送に係る契約を継続するとともに、隊員の派遣中の安全管理に関し検討を進めた。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 当該契約の継続を含め、隊員が罹患した場合に迅速に対応できるよう体制を維持する。【外務省】</p>
<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難な場合で、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<p>○ 関係省庁委員を含む、感染症対策チーム支援委員会の場等で、平時から国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備の検討状況、他省庁における取組の状況等について随時情報共有し、いざという時に迅速に協議ができるような緊密な連絡体制を維持している。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢維持を継続的に実施した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、関係省庁と協力しながら国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備・課題解決に取り組んでいく。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢維持を継続的に実施していく。【防衛省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		平成30年度における取組状況	今後の取組方針
(4) 国際感染症等対応人材のキャリアパス支援	○ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省】	○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、国際機関等と人材とのマッチングに向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、これらの情報を、国際保健分野に関心のある専門家等人材に提供した。また、令和元年度当初予算に7千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】	○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き国際機関等からの情報収集や分析を進め、マッチングによるキャリアパス支援に努める。【厚生労働省】
<b>3. 感染症危機管理体制強化プロジェクト</b>			
(1) BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化及び予防・治療等に係る業務の推進	○ 国立感染症研究所において、エボラ出血熱等の一類感染症に係る確定検査を行うことを基本として、その検査機能の強化及び予防・治療等に係る業務の推進を図る。【厚生労働省】	<p>○ 国立感染症研究所においては、地域とのリスクコミュニケーションを図りつつ、BSL4相当の病原体を取り扱う事態が発生した場合に備え、設備面・検査診断面において確実な体制を構築する活動をした。具体的には、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より精度と感度の高い検査法整備に必要なBSL4相当病原体の所持とそれを使用した検査法整備が必要であることを国立感染症研究所村山庁舎施設連絡協議会等で説明するとともに、地域住民の方々に説明会を開催した。国立感染症研究所感染研村山庁舎のセキュリティを高める作業を行った。【厚生労働省】【順調】</li> <li>・ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する作業を実施した。【厚生労働省】【順調】</li> </ul> <p>○ 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のため、海外のBSL4施設との検査・研究における協力関係の構築等により国際連携を強化した。具体的には、関係国研究機関等（世界健康安全イニシアティブ等関連国）との情報交換・共有を図った。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国立感染症研究所に設置されているBSL-4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のための人材育成に努めた。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、地域とのリスクコミュニケーションを丁寧かつ慎重に図りつつ、BSL4施設が安全に運用できるよう村山庁舎全体の安全対策（施設、警備）を強化・維持するとともに、検査診断面において確実な体制を構築する。</p> <p>○ 2019年度にも2回開催予定の世界健康安全アクショングループラボラトリーネットワーク会議（GHSAG-LN）に出席し、国際的脅威となる感染症対策に関する事項について関係国との意見交換を行う。</p> <p>○ GHSAG-LN関連機関と共同して新興・再興感染症対応能力をより強化する。</p> <p>○ 引き続き、BSL4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化する。</p> <p>○ 引き続き、国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等を実施するための人材育成に努める。</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 国内においてエボラ出血熱等の一類感染症等が発生した場合に備え、地方衛生研究所・検疫所において検体検査を迅速に行う体制を整備し、一類感染症等に係る全国的な検査体制の強化を図る。検査体制の強化に当たっては、標準作業手順書の作成・周知とそれを基にした研修を行い、また、地域ブロックごとにネットワークを構築しつつ、段階的に公的検査機関の体制強化を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 世界でのウイルス性出血熱の流行状況への注意喚起を含め、関係機関へ「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」周知を行った。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 全国の地方衛生研究所において、新型インフルエンザ発生時に適切な検査が実施できる体制を維持するため、国立感染症研究所において訓練を定期的に行った。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 必要に応じて、新たな診療ガイドラインを作成する等、検査体制整備を進める。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、国立感染症研究所における訓練を通じて、全国の地方衛生研究所の検査実施体制の維持を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図る。【厚生労働省】</p>
<p>(2) 海外における感染症情報の収集・分析・評価・提供の強化</p> <p>○ 国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国CDC や他国公衆衛生機関、在外公館、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、判断・処理プログラム等を活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 海外において発生した感染症について、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化するため、在外公館の医務官の感染症に係る専門的知識の習得を目的とした研修を国立感染症研究所等において開始する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 在外邦人に対する感染症危険情報の発出、健康安全講話の実施等によるリスクコミュニケーションが適切に行われるよう、外務省、厚生労働省及び国立感染症研究所の連携体制を整備する。また、健康安全講話については、必要に応じて感染症の流行国・地域に専門医を派遣して実施する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 在外公館から報告された公電による情報を厚生労働省等関係省庁に速やかに共有するとともに、必要に応じて当該情報を厚生労働省から国立感染症研究所に共有した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成30年度は、ERT要員の医務官3名が国立感染症研究所におけるFETP-J初期導入研修に参加した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 厚生労働省及び国立感染症研究所と速やかな情報共有が可能な現在の体制を維持し、引き続き連携に努めた。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成30年度は、アジア、中南米、アフリカの12か国13都市においても、在外邦人のニーズを捉え、時宜を得た、健康安全講話を実施した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p> <p>○ 令和元年度中に、新たにERT要員となった医務官が国立感染症研究所におけるFETP-J初期導入研修に参加できるよう調整する【外務省】</p> <p>○ 現在の取組を継続する【外務省】</p> <p>○ 令和元年度においても、在外邦人のニーズを捉え、時宜を得た健康安全講話を実施する。【外務省】</p>
<p>(3) 感染症に係る有識者群の確保及びリスクコミュニケーションの充実</p> <p>○ エボラ出血熱や今後の国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、それぞれ有識者を選定し、今後、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に専門的な相談が迅速かつ円滑に行える体制を整備するとともに、これにより政府におけるリスクコミュニケーションの充実を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、関係省庁において、以下の取組を通じて、専門家とのネットワークを構築した。</p> <p>「一類感染症に関する検討会（厚生労働省）」</p> <p>「新型インフルエンザ等対策有識者会議（厚生労働省）」</p> <p>「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（厚生労働省）」</p> <p>「日本ポリオ根絶会議（厚生労働省）」</p> <p>等を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>【順調】</p>	<p>○ 今後も、国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から、関係省庁において、事業執行を通じて専門家とのネットワーク化を進める。また、必要に応じ、「一類感染症に関する検討会」等を開催することとする。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針	
4. 感染症研究体制推進プロジェクト			
<p>(1) 感染症研究拠点の形成</p>	<p>○ 国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保等を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 長崎大学のBSL4施設整備について、長崎大学が平成29年9月に取りまとめた基本構想に基づき施設設計等を進め、平成30年12月に建設を開始しているところであり、関係省庁において関係閣僚会議決定等を踏まえ、以下の取組を実施した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎大学のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成を支援するため、平成30年度当初予算において約12.8億円を措置するとともに、令和元年度当初予算に約30.5億円を計上した。</li> <li>・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を計2回開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場からチェックした。（第5回：平成30年5月15日、第6回：平成30年12月5日）</li> </ul>	<p>○ BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成については、引き続き、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）において、長崎大学の取組をチェックするとともに、必要な支援を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>
	<p>○ このため、本年度内に、関係省庁、関係自治体及び大学等から構成される協議会を内閣官房に設けて、上記のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援方策等について以下の点を含め検討・調整し、推進する。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① BSL4施設の具体的な活用方策等（感染症に関する病原体や疫学等の基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発等、そのためのネットワークや連携・協力の在り方）</li> <li>② BSL4施設の機能及び運営方法等の在り方</li> </ol>	<p>○ 長崎大学のBSL4施設の設計・建設段階において、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）を継続的に開催し、計画の進捗状況を把握し、関係省庁間で必要な調整等を行ってきたところ。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、長崎大学のBSL4施設の設計・建設段階において、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）を継続的に開催し、計画の進捗状況を把握し、関係省庁間で必要な調整等を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>
	<p>○ 国立感染症研究所において、BSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能を強化するとともに、病原体等に係る管理体制、施設整備・維持管理等に関する研修を実施し、BSL4施設の運営管理等に必要の人材を育成する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所においては、村山庁舎のBSL4施設の管理運営体制の強化のみならず、試験検査に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っている。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する作業を実施した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための講習会・研修会を開催し、作業従事者への教育を徹底した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための人材育成を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、引き続き、国立感染症研究所においては、国内の感染症対策拠点となるべく、感染症の研究発展に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っていく。【厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する業務を適切に行っていく。【厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための講習会・研修会を開催し、作業従事者への教育を徹底する。【厚生労働省】</p> <p>○ 上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための人材育成を行う。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2) 危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進</p>	<p>○ 「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点(9か国9拠点)で、相手国機関と協力し、現地で蔓延する病原体に対する疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を着実に推進するとともに、海外研究拠点を活用する共同研究及び病原体ゲノムデータベースを活用する共同研究を推進した。【文部科学省】【順調】</p> <p>○ SATREPSにおいて、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、結核対策の研究成果がタイ国家結核対策ガイドラインに採用されるなど、アジア等の開発途上国と感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を着実に推進した。【文部科学省】【順調】</p> <p>○ 「感染症研究革新イニシアティブ(J-PRIDE)」において病原性の高い病原体等に関する創薬シーズの標的探索研究等の基礎的研究を推進した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進する。【厚生労働省】</p> <p>○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点で、疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を推進するとともに、海外研究拠点を活用する共同研究及び病原体ゲノムデータベースを活用する共同研究を推進する。【文部科学省】</p> <p>○ SATREPSにおいて、アジア等の開発途上国との感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を推進する。【文部科学省】</p> <p>○ J-PRIDEにおいて、病原性の高い病原体等に関する創薬シーズの標的探索研究等の基礎的研究を推進する。【文部科学省】</p>
<p>5. 感染症国内対処能力強化プロジェクト</p>		
<p>(1) 薬剤耐性(AMR)対策の推進</p>	<p>○ 薬剤耐性(AMR)に関する対策の総合的な推進を図るため、推進チームの下に、昨年12月、「薬剤耐性に関する検討調整会議」を設置・開催した。同会議において、ワンヘルスの視点に基づき、医療、畜水産、食品安全等の分野にわたる横断的な取組の検討を進め、本年3月までに、我が国としての「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を策定し、薬剤耐性(AMR)対策の強化を図る。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p> <p>○ 我が国の「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」の目標の1つである適切な感染予防・管理の実践を実現するための取組として、JANIS機能を強化するとともに、地域連携ネットワーク等を用いて院内感染対策を支援した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」に基づき、6つの分野(普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力)に関する目標を実現するための取組を推進する。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p> <p>○ JANIS機能の強化、地域連携ネットワーク等を用いた支援を引き続き推進していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		平成30年度における 取組状況	今後の取組方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標のうち、普及啓発・教育を目標とした「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、ポスターやリーフレット等を用いて、一般市民や医療従事者に対する薬剤耐性の普及啓発を行った。また、国立感染症研究所に設置された「薬剤耐性研究センター」においては、動向調査・監視や薬剤耐性菌の研究を行う体制が構築された【厚生労働省】 【順調】</li> <li>○ AMEDIにおいては、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充（JANIS国際展開、JANISデータを利用した医療機関地域連携体制支援システム（RICSS）の構築支援を含む）等、総合的なAMR対策に資する研究開発の支援を行った。 【厚生労働省】【順調】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」による臨床疫学事業、情報・教育支援事業を推進し、「薬剤耐性研究センター」による薬剤耐性に関する包括的シンクタンク機能を強化していく。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、AMEDIにおいて、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充等の他、AMRの国内外における動向把握に資する研究、検査・診断法の開発、新規抗菌薬開発等、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づいたAMR対策に資する研究開発を推進する。【厚生労働省】</li> </ul>
(2) - 1 検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫所において、諸外国における感染症の発生や訪日外国人旅行者の増加に対応するため、人的体制を整備するとともに、感染症の疑いのある者の待機室（陰圧室）、空調等の設備、発熱者を発見するためのサーモグラフィ等の機器の整備を計画的に進めることにより、必要な検疫機能の強化を図る。また、地方自治体・保健所・地方衛生研究所においても、人材育成等を通じて機能の強化を図る。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫体制の強化について下記の取組を実施した。 【厚生労働省】【順調】</li> <li>・ 訪日外国人旅行者の増加等に対応した検疫体制の強化を図るため、検疫官の増員を行った。 平成30年度検疫官85人の増員を行った。 令和元年度検疫官56人の増員を図った。</li> <li>・ 感染拡大防止のための設備等の整備を進めた。 平成30年度：アイソレータ付き車椅子、患者搬送車両、陰圧設備等を整備した。（49百万円）。 令和元年度：アイソレータ付き車椅子、患者搬送車両等の整備のため必要な予算を確保した（49百万円（当初予算））。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪日外国人旅行者の増加等に対応するため、感染症の発生状況を踏まえ、水際対策に必要な物的・人的体制の計画的な整備を引き続き進める。【厚生労働省】</li> </ul>
(2) - 2 感染症指定医療機関の体制・機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内における感染症発生時に適切な対応を行うため、一類及び二類に対する感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行うとともに、第一種感染症指定医療機関が未整備の県の解消を図る。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症指定医療機関の運営に対する補助を行った。【厚生労働省】【順調】</li> <li>○ 宮城県において第一種感染症指定医療機関が整備されたことにより、全都道府県において第一種感染症指定医療機関の整備が完了した。【厚生労働省】 【順調】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行う。【厚生労働省】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定感染症指定医療機関について、エボラ出血熱の患者に対する海外での医療機関の対応も踏まえ、エボラ出血熱等の重症患者に対する集中治療が行えるよう設備の充実を計画的に進め、その機能の強化を図る。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備に係る補助を行った。【厚生労働省】 【順調】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備を進める。【厚生労働省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 特定感染症指定医療機関の一つである国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）について、抗微生物薬の適正使用等医療分野における薬剤耐性（AMR）対策の推進のために必要な体制を整備するとともに、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）等の流行時に国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス（Infectious diseases Response Service（IRS））について、継続的に対応できる体制を整備する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、薬剤耐性に関する臨床情報を集約し、医療従事者等に向けたオンラインでの情報や研修を行った【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ NCGMにおいて、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）等の流行時に、国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス（Infectious diseases Response Service（IRS））を運営し、中東呼吸器症候群の疑似症の発生した医療機関に専門家を送るなどの活動を行った。【厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、医療分野におけるAMR対策の推進のために必要な体制整備を進める。【厚生労働省】</p> <p>引き続き、NCGMにおいて、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）等の流行時に、国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス（Infectious diseases Response Service（IRS））を運営し、中東呼吸器症候群の疑似症の発生した医療機関に専門家を送るなどの活動を継続する。</p>
<p>（2）－3 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備</p> <p>○ 自己完結的な治療の実施及び専門的人材の臨床教育の場として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において、早期に第一種感染症指定医療機関の指定を受けることを目指すとともに、防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において感染症事案に対応するための態勢の充実を図る。【防衛省】</p>	<p>○ 平成30年度を目標とした防衛医科大学校病院における第一種感染症指定医療機関の指定を達成した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症医療能力の維持・向上に取り組んだ。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症医療能力の維持・向上を図る。【防衛省】</p>
<p>IV. 閣分野別施策について</p>		
<p>1. 国際協力の推進</p>		
<p>（1）－1 WHOのIHRの履行確保・強化、GOARNの基盤強化の支援</p> <p>○ WHOの国際保健規則（IHR）の開発途上国による履行を支援することは、将来の公衆衛生危機の発生が流行に転じることを防止する観点から必要不可欠であるため、我が国として、引き続き、WHO等への支援の推進を通じて、IHRの開発途上国による履行確保・強化を促す。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ GOARNについて、感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHOにおける「感染症対策事業」への支援の推進を通じて、平時から、その派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制を強化する。【厚生労働省】</p>	<p>○ IHR履行強化について、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みで引き続き積極的に協力を行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ IHRの履行状況の合同外部評価（JEE）への日本人専門家派遣を積極的に行うとともに、各国の国家計画策定に関する支援も行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO総会等を通じて、我が国のJEEの経験を共有することで、各国がJEEを実施することを促し、IHRの履行強化に貢献した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援することで、派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制の強化を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ IHR履行強化につき、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みで引き続き協力を行う。【外務省】</p> <p>○ JEEへの日本人専門家派遣を引き続き積極的に行う。また、各国の国家計画策定に関する支援も行う。【外務省】</p> <p>○ G20保健大臣会合等を通じて、引き続き、IHRの履行確保・強化を推進していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、感染症対策事業を推進していく。【厚生労働省】</p>



基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
(1) - 2 国際通貨基金（IMF）による大規模災害抑止・救済基金への対応	○ 平成28年及び29年に実施したCCR基金への拠出を通じ、引き続き国際保健における緊急事態に対する支援体制の強化に貢献した。【財務省】【順調】	
(1) - 3 UNDP、UNICEF、UNFPA等実施機関との協力及び政策対話	○ UNFPAについては平成30年6月、UNICEFについては同年7月、UNDP及びICRCについては同年10月に協議を実施し、途上国が抱える保健課題解決に向けた効率的な連携のための議論を行った。【外務省】【順調】	○ UNFPA、UNICEF、UNDP及びICRCとの協議を継続し途上国が抱える保健課題解決に向け、引き続き、効率的な連携を深める。【外務省】
(2) - 1 開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進	<p>○ 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力をすることも重要であることから、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー（疾患別の取組を行う国際機関を含む。）や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、UHC達成支援事業を支援し、専門家派遣により日本の経験を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与した。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、UHC達成支援事業を支援し、専門家派遣により日本の経験を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p>	<p>○ 今後も、保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施していく。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】</p> <p>○ UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、UHC達成支援事業を推進し、UHCに関する国連総会ハイレベル会合やUHCフォーラム2020の準備を行っていく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みを通じたものを含めIHRの履行に資する支援を行う。また、これまで我が国が支援してきた野口記念医学研究所の体制の整備及び人材の育成等を通じ、開発途上国におけるIHRの徹底を支援する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ IHR履行協力について、G7の76ヵ国支援の枠組みで引き続き積極的に協力を行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ 野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組の支援を行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を支援した他、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）ではAMRアクションパッケージの共同議長として開発途上国におけるIHRの履行強化に貢献した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ IHR履行協力について、G7の76ヶ国支援の枠組みで引き続き積極的に協力を行う。【外務省】</p> <p>○ 野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組の支援を継続する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】</p>
<p>○ 日本政府と世界銀行とのUHC共同研究の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金を通じて、世界銀行によるUHCに資する活動への支援を推進する。【財務省】</p>	<p>○ UHCフォーラム2017の際に、UHCのための健全で持続可能な保健財政システム構築の重要性が議論されたことを受け、平成30年4月に世界銀行、WHOとともにIMF・世銀春季会合に合わせUHC財務大臣会合をワシントンにおいて開催し、UHC達成に向けた財務大臣と保健大臣の連携の重要性を確認し、成果として発信した。</p> <p>○ また、「東京UHC共同イニシアティブ」に基づき、世界銀行の日本信託基金を活用して、途上国に対するUHC推進及び危機への備えのための計画整備にかかる政策提言等の支援を実施した。【財務省】【順調】</p> <p>○ GFFについては、拠出表明を着実に履行するとともに、その活用を通じて世銀IDA資金の国際保健分野への動員を促進するため、ドナーとして積極的に基金の運営に貢献した。【財務省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、世界銀行の日本信託基金を活用し途上国に対するUHC推進等に関する政策提言等の支援を実施予定。【財務省】</p> <p>○ 引き続き、拠出表明を着実に履行するとともに、GFFを活用した保健分野への資金動員を進めるため、基金の運営に積極的に貢献する。【財務省】</p>
<p>(2) - 2 感染症発生後の緊急支援及び保健システム回復支援</p> <p>○ 感染症発生時の緊急無償資金協力及び緊急援助物資の供与、国際機関への資金・物資の供与、専門家の派遣等人的支援により、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与・保健情報システム構築等を行い、感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及び保健システム強化により次の感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省】</p>	<p>○ 平成30年度は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対し、同国政府からの要請を受け、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣し、緊急無償資金協力として国際機関を通じた支援を実施したほか、緊急援助物資（疫学サーベイランス、臨時検疫、確定診断に必要な各種物資）の供与を実施した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、海外において大規模な感染症が発生した場合には、事案毎に相手国政府及び国際機関からの要請、被害状況、ニーズ、二国間関係、他国及び国際機関の動向等を総合的に勘案し、緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与を実施する。また、上記に加え、ニーズの緊急性、妥当性を考慮し、他のスキームでの支援が不可能（非代替性）という状況下においては緊急無償資金協力の実施を検討する。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<b>2. 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備</b>			
(1) 国立感染症研究所の検査体制等の整備	○ 国立感染症研究所において、BSL4施設の厳格な管理体制を確立し、安全で開かれた透明性のある施設運営を図るために地元自治会、学識経験者、地元自治体・消防、保健所、国立感染症研究所、厚生労働省等から構成される連絡協議会を定期的に開催する等により、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における検査、治療、予防等に係る業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備する。【厚生労働省】	○ 地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況の整備を行った。【厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備していく。【厚生労働省】
(2) 我が国におけるBSL4施設の在り方の更なる検討	○ 我が国におけるBSL4施設の設置・整備については、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」による推進のほか、地域的なバランス等に配慮した更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等について検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	○ 更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等の検討に向けて、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」におけるBSL4施設の設置・整備等に係る取組を推進した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】	○ 我が国のBSL4施設の設置・整備状況等を踏まえ、必要に応じ、検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】
<b>3. 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実</b>			
	○ 平成27年4月から開設した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにより、毎年約5名を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【厚生労働省】	○ 感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、第2期生5名の内、3名をIDESとして登録し、2名は国際機関での知見をもとに国内施策を実行しつつ、4期生の指導を行うため、厚生労働省（結核感染症課）で医療専門職として活動。第3期生の4名はWHOやCDC等の海外機関での実務研修を行った（平成31年4月まで）。第4期生2名が国内で研修を開始した。なお第2期生1名を平成30年7月から3ヶ月間バングラデシュにWHOのGlobal Outbreak Alert & Response Network（GOARN）チームの一員として派遣し、国際協力を行った。【厚生労働省】【順調】＜一部再掲＞	○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和元年度は、第2期生2名と第3期生4名をIDESとして登録する。第4期生2名がWHOとPublic Health of Englandでの実務研修を開始する。第5期生3名が国内で研修を開始する。【厚生労働省】＜一部再掲＞
	○ 感染症の流行・集団発生時に迅速・的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（FETP-J）において継続的に育成する。【厚生労働省】	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、平成30年度に第20期生として5名を採用し、第19期生3名が研修を修了した。また、平成30年度は国際緊急援助隊・感染症対策チームに第20期FETP-J研修生3名を登録した。【厚生労働省】【順調】＜一部再掲＞	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和元年度は第21期生として6名を採用する予定である。また、引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】＜一部再掲＞
<b>4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化</b>			
(1) 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進	○ 国内の感染症情報について、一類感染症等の感染が確認された場合の対応を含め、メディアやソーシャルネットワークサービスを活用するなど、情報提供のツールを多様化させるとともに、メールマガジンの対象拡大を行う等により、多様なライフスタイルの国民に対応した効果的な提供を推進する。【厚生労働省】	○ メールマガジンについては、読者からの意見を踏まえ内容の充実を図った。また、SNS等を用いて、感染症に関する情報を発信した。マンガ等とのコラボポスター・リーフレットを作成し、ターゲットに合わせた情報発信を実施した。【厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、国民への効果的な情報提供を推進するため、 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メールマガジン・SNS等を用いた感染症情報の配信 ・ポスター・リーフレット作成 を必要に応じて実施する。【厚生労働省】

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2) 検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染(疑いを含む)が確認された場合の対応の確保</p>	<p>○ 「感染症国内対処能力強化プロジェクト」における「国内関係機関の体制等の強化」に加え、以下により関係機関の対処能力の向上を図る。</p> <p>① 検疫所において、関係機関と連携したエボラ出血熱患者の搬送訓練等の感染症措置訓練、検査に関する最新の知見・検査技術を習得する検査技術研修等を毎年度実施する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、検疫所における感染症措置訓練の実施や、検査技術研修会等の開催を行っていく。【厚生労働省】</p>
	<p>② 国立感染症研究所において、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群(MERS)の国内症例が複数の自治体で発生した場合等に備え、実地疫学専門家養成コース(FETP-J)を活用し、積極的疫学調査(接触者調査を含む)が適切に実施できるようにする。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、引き続き自治体より実地疫学調査の協力依頼が寄せられた場合は可能な限り対応していく。【厚生労働省】</p>
	<p>③ 地方自治体及び感染症指定医療機関等において、関係機関間で連携したエボラ出血熱等の患者の搬送訓練等感染症発生時等の対応訓練及び研修会等を継続的に実施する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、一類感染症等の臨床的対応についての知見を収集し、研修会等を通じて周知を図る。【厚生労働省】</p>
	<p>④ 警察において、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】</p>	<p>○ 引き続き、国や地方自治体において新型インフルエンザ等に関する発生を想定した対応訓練の企画・調整・実施・評価を随時実施する。【厚生労働省】</p>
	<p>⑤ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、周知徹底する。また、感染症患者の移送について、保健所等の体制が十分に整っていない地域における消防機関と保健所等との連携体制の構築に向けた取組を促進する。【消防庁】</p>	<p>○ 「新型インフルエンザ等政府対策本部訓練」と連携した「警察庁新型インフルエンザ等対策訓練」を実施し、関係職員に対し対処要領の説明を行い基本的対応の周知徹底を図るとともに、内閣官房主催による「新型インフルエンザ対策本部幹事会訓練」に参加した。また、都道府県警察においても、自治体等の関係機関と連携した感染症対策訓練を実施した。【警察庁】【順調】</p>
	<p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現状について調査し、感染症対策用資器材の備蓄状況に関する現況調査を実施した。【消防庁】【順調】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等と消防機関の協力の現状について協力体制が整っていない都道府県に対しては、ヒアリングを実施した。【消防庁】【順調】</p>	<p>○ 平成30年度「救急業務のあり方に関する検討会」において作成した「救急隊の感染防止マニュアル」を全国に周知するとともに、感染症対策用資器材の備蓄状況等に関する現況調査を引き続き実施しながら、救急隊の感染対策の充実強化に努める。【消防庁】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現状について引き続き調査し、協力体制が整っていない都道府県に対しては、引き続きヒアリングを実施する。【消防庁】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>⑥ 国土交通省において、検疫所等が実施する訓練等に参加するとともに、エボラ出血熱の疑い事案も含め国際的に脅威となる感染症が発生した場合には、国民に対する情報提供、検体及び患者の搬送時の所管関係事業者との調整等、必要な協力を行うなど、感染症の発生状況に応じて適切に対応する。【国土交通省】</p>	<p>○ 関係職員の対処能力保持のため、基本的な対応の確認を実施する。【国土交通省】【順調】</p>
	<p>⑦ 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成28年度に行う。【環境省】</p>	<p>○ 関係団体及び一般向けの講演会や行政を対象とした研修等で、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の周知を行った。【環境省】【順調】</p>
<p>(3) ウィルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備</p>	<p>○ 「ウイルス性出血熱の行政対応の手引き」等を作成し、医療関係団体等の協力も得て、行政機関(検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所)等におけるより迅速で適切な対応を促す。【厚生労働省】</p>	<p>○ 世界でのウイルス性出血熱の流行状況への注意喚起を含め、行政機関等の関係機関へ「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(第二版)」の周知を行った。【厚生労働省】【順調】</p>
<p>(4) 在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底</p>	<p>○ 外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで危険・広域・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<p>○ 平成30年5月にコンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱に対して、速やかに感染症スポット情報を発出し、続けて同国イツリ州及び北キブ州で発生したエボラ出血熱に対して感染症危険情報レベル1を発出するなど、適時適切な情報提供・注意喚起を行った。【外務省】【順調】</p>
	<p>○ 在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在留邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<p>○ 在外公館の医務官及び領事担当官が中心となり、現地当局及び関係機関等から管轄域内で発生している感染症等に関し情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、各館ホームページや領事メール等を通じて管轄地に居住している在留邦人に向けて適時適切な情報提供・注意喚起を行った。【外務省】【順調】</p>
	<p>○ 外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 在外公館から報告を受けた感染症関連情報について厚生労働省を始めとする関係省庁と共有している。また、厚生労働省から提供があったIHR情報は、関係在外公館と共有するなど、相互に緊密な連絡体制をとっており、在外邦人の安全対策に活用した。【外務省】【順調】</p>
	<p>○ IHRの枠組みにより入手した情報を、国内の感染症拡大防止に活用した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、外務省と厚生労働省が連携して、海外で発生している感染症に関する情報共有を行う。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成30年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(5) 在外邦人感染時の緊急搬送等在外邦人の安全確保のための対策の強化</p> <p>○ 在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国または我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平素より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<p>○ 在外公館で感染者の支援にあたる取組を継続するとともに、支援にあたるERT要員の医務官を最大限に活用すべく、国立感染症研究所での適時適切な見直しを実施した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続するとともに、令和元年度中にERT要員見直しも実施する。【外務省】</p>
	<p>○ 友好国のアセット及びチャーター機の利用可能性について調整を進めた。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p>
	<p>○ 我が国「米國務省からの対応能力向上のため、友好国と協力感染者緊急搬送に関する説明会」を推進企画・調整するなど、我が国としての体制構築に努めた。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 今後も我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との連携に努めていく。【外務省】</p>
	<p>○ 専門家の意見を踏まえ、関係省庁間で協議の上、ガイダンスの改定を行った。また、改定後も継続的に最新の医学的動向や搬送手段等に関する情報収集を行い、適宜改定を行うこととした。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】【順調】</p> <p>○ チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機による第三国又は本邦への輸送が必要となる際に関係者間で共有すべきガイダンスについて、感染症及び航空医学の専門家等からの意見を踏まえた上で、改定作業を行っている。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き専門家の意見を踏まえ、関係省庁間で協議の上ガイダンスの改定を行う。また、改定後も継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行い、適宜改定を行う。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】</p>